



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



今後の豊漁を願って（採卵作業の様子）

2017.11
No.138

第3回定例会報告	P 2～3
一般質問	P 4～20
議会日誌	P 21

第3回 定例会 報告

平成29年度各会計補正予算等を審議する第3回定例会は、9月1日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。

9月11日に再開し、5名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、9月14日閉会しました。

審議した案件

議案第1号から議案第10号までの10件は原案可決、議案第11号から議案第13号までの3件は同意議決、認定第1号から認定第9号までの9件は認定議決、意見案第1号は原案可決、意見案第2号は原案否決となりました。

《予算》

○平成29年度一般会計補正予算
岩内協会病院救急医療等事業補助金3千500万円及び新築住宅取得補助金1千万円などを追加補正しました。

○平成29年度国民健康保険特別会計補正予算
国庫支出金超過交付返納金約1千750万円及び療養給付費等交付金超過交付返納金約290万円などを追加補正しました。

○平成29年度介護保険特別会計補正予算
介護給付費国庫負担金超過交付返納金580万円などを補正しました。

○平成29年度下水道事業会計補正予算
水洗便所等改造費補助金200万円及び他団体負担金約330万円の減などを補正しました。

《条例改正》

○岩内町費職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定
職名の変更に伴い、所要の改正をしました。

《その他》

○財産の処分について
岩内マウンテンヴィレッジ開発プロジェクトに伴い、土地を処分しました。

○財産の無償貸付について
岩内マウンテンヴィレッジ開発プロジェクトに伴い、財産を無償で貸付しました。

○北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
構成団体の協議について議決しました。

○北海道市町村総合事務組合規約の変更について
構成団体の協議について議決しました。

○北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
構成団体の協議について議決しました。

《認定》

○平成28年度一般会計歳入歳出決算認定

○平成28年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

○平成28年度臨海部土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定

○平成28年度公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定

○平成28年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○平成28年度深層水事業特別会計歳入歳出決算認定

○平成28年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○平成28年度下水道事業会計歳入歳出決算認定

○平成28年度下水道事業会計歳入歳出決算認定

平成28年度各会計歳入歳出決算を認定しました。

一般質問 (要約)

9月11日、12日 5名の議員による一般質問が行われました。

谷口雅史議員（公明党）

岩内町霊苑について

■質問■

岩内町霊苑は、平成7年の開設から22年がたとうとしている。

火葬炉の整備は定期的になされているが、建物の窓、外壁など傷みが目立つが、公共の建物は定期的なメンテナンスが長寿命化につながるという。

また、待合室について使用料が町民の皆さんから2時間半弱利用で1万円は高額との意見もある。

また、町外から来られた方々は岩内町霊苑の案内標識が少ないことから、不親切との声もあるが、

1. 岩内町霊苑の改修計画は。

2. 耐震診断は。

3. 過去5年間の火葬回数と待合室利用数、また、火葬のみの使用回数は。

4. 待合室の使用料について減額や無料化の予定は。

5. 岩内町霊苑への案内板の整備計画は。

■町長■

1. 岩内町霊苑は、大型火葬炉2基を備えた鉄筋コンクリート造で、建築後22年目を迎えている。

これまで、火葬炉設備は、特殊部品が多く、耐用年数と点検結果をもとに補修を行っているが、建物は、小規模営繕等の

ほかは、平成23年度の外壁等の一部改修工事以外、全体的な改修・補修には至っていない。

しかしながら、現状は、建物外観の傷みが目立っており、屋根防水、外壁塗装などの外部の他、トイレ、ホールなど内部の補修が必要な時期になっていると認識している。

したがって、施設の長寿命化を図り、今後の業務に支障ないよう、建物の大規模改修実施について、改修範囲など具体的な検討を行い、町の財政事情も勘案して、早期に改修できるよう取り進めたいと考える。

2. 岩内町霊苑は、新耐震設計基準が導入された以降の建物で、一定の耐震性が確保されており、法の規制対象ではないので、耐震診断は実施していない。



4. 霊苑使用料は、利用する方と利用しない方との均衡を考慮した「受益者負担の原則」を基に設定したもの。

過去5年間の霊苑使用料の平均収入は約210万円だが、平成28年度決算で、霊苑に要した費用は約1140万円で、うち消耗品、光熱水費、燃料費、汲み取り代だけでも約220万円で、利用者負担は、円滑な運営のために欠かせないと考えている。

したがって、町としては、現時点で、霊苑使用料を減額、又は無料化する考えには至っており、利用者負担で、より適切な管理運営に努めたいと考える。

3. 平成24年度は、火葬回数が230件、待合室利用が191件、火葬のみが39件、平成25年度は、火葬回数が217件、待合室利用が183件、火葬のみが34件、平成26年度は、火葬回数が225件、待合室利用が187件、火葬のみが38件、平成27年度は、火葬回数が237件、待合室利用が200件、火葬のみが37件、平成28年度は、火葬回数が243件、待合室利用が205件、火葬のみが38件。

5. 岩内町霊苑への案内板は、農道の分岐点2か所に、施設名と施設までの距離を示して設置している。

現在、岩内地方衛生組合が整備しているごみ焼却施設は、霊苑とは市街地からの経路が重なるが、町は、この整備に合わせて看板標識等を設置する予定はなく、仮に、岩内地方衛生組合と共同して看板案内等を設置するとした場合には、看板設置の箇所、個数、費用負担の考え方の協議が必要になるものと考えている。

いずれにしても、新たな案内板の設置は、霊苑の大規模改修が必要となつている中で、施設の内外ともに、少しでも快適かつ有効に利用できるよう、財政的な事情も勘案し、必要性や共同設置を含めた方法等についての検討を進める。

■再質問■

受益者負担という観点からの話もいただきましたが、亡くなる方は高齢の方が多いと思う。

町内の高齢者になる方々は、町のために、立場が違えども町のために尽力された方々だと思ふ。

地元の町民の方々のためにも、住んでよかったなと思える町づくりの観点からも、再度答弁を。

■町長■

岩内町霊苑使用料には、火葬炉使用料と待合室使用料があるが、このうち、岩内町民には、火葬炉使用料を無料にして、一定の配慮をしている。

その上で、待合室使用料は、受益者負担の原則に基づき、現時点で、減額、無料化という考えには至っておらず、利用者に一定の負担をしていたが、より適切な管理運営に努めて参りたいと考えている。

文化センター西側遊休地の整備等について

■質問■

今年は、文化センター外壁改修工事で西側遊休地での怒涛まつりとなり、祭り会場で気が付いたのは、足元の悪さでした。

乾燥して土埃が上がり、不ぞろいの碎石でサングラ履きの方は傷だらけ、土だらけそして捻挫など、衛生上あまりよろしく無いと、思つたのは私だけでなかったようでした。

普段は臨時駐車場、冬期間は除雪堆積場としておりますが、町民の皆さんの憩いの場所としての整備をする必要があると考えますが、

1. イベントが開催された用地は、町有地か。

2. 排水設備など整備する必要があると思うが、予定は。

3. 舗装、簡易舗装など用地整備の予定は。

4. 今後も用地を利用しますか。

■町長■

1. 当該用地は、旧国鉄関連用地で民間企業の所有地だったが、平成9年2月に土地開発基金を活用して先行取得した。

2. 3. 当該用地は、

現時点ではイベントや文化センター行事の臨時駐車場などの短期利用で、土地利用の目的が決まっていないう現状にある。また、用地の舗装などに関しては、冬期間では雪の堆積場所としても利用されており、重機などの大型車輛の出入りにより、簡易的な舗装などではすぐに路盤が損傷する。今後、土地の利用目的が決まった際に、舗装が不要になることもあるので、

現時点では整備せず、今後の利用目的が明確となった際に、状況に応じて整備すべきものと考えてる。

4. 怒涛まつりは、文化センターの改修工事が行われていたため、ステージを当該用地内に変更したところ、一部のイベントのときに土埃が舞い、来場者へ迷惑をかけた結果となった。実行委員会では、来年以降何ら

かの対策を講じた中で、再度同じ場所で開催したい意向と伺っている。また、冬期間は、当該用地の利用計画が無いため、今後の利用目的が決まるまでは、雪の堆積場所としても利用したい。いずれにしても、当該用地は土地の利用目的が決まっていないう中だが、イベントなどの来場者への配慮に関しては、状況に応じた対応も必要と考えている。



佐藤 英 行 議員（市民自治を考える会）

岩内町における遺跡遺物

について

■質問■

町には岩内砂層の岩内台地に6～7千年前の縄文前期の円筒下層式土器及び約4～5千年前の縄文中期円筒上層式土器等の文化の集落遺跡として東山遺跡がある。

円筒土器文化圏の北端の遺跡であることから「岩内東山円筒文化遺跡」として北海道指定史跡に昭和43年指定された。

平成18年から平成20年まで下水道工事や斎場建設に伴う遺跡調査が行われて、平成22年より東山墓地4・1ヘクタールを調査、この調査によってほぼ全域に埋蔵文化財が存在することが北海道教育委員会によって確認され、かなり広い縄文時代の集落遺跡があったことが推察される。

また、町内には東山遺跡以外にも縄文遺跡が存在し、確認がされており、それらの遺跡から出土した土器や石器などの遺物を住民が収集し町に寄贈している。

1. 住民が寄贈した縄文時代の遺物はどこにどのように収蔵、管理されているのか。

2. それら遺物の収集場所は寄贈者から聞き取りし確定しているのか。

3. 遺物は専門家による鑑定はしているのか、していないものがあれば鑑定すべきではないのか。

■教育長■

1. 住民から寄贈して

頂いた遺物については、郷土館にて展示しているほか、岩内町地域交流センター内に収蔵している。

現在展示していない遺物も、今後、特別展などで展示する予定。

2. 寄贈して頂く際には、発見場所を確認すべきだが、遺物は、寄贈して頂いた時期も古く、又は、不明確なことから発見場所は定かでない。

3. 近年、実施された発掘調査により出土した遺物については、埋蔵文化財の専門機関である公益財団法人 北海道埋蔵文化財センターにて調査・分析を実施している。

寄贈された遺物については、専門機関による調

査・分析を実施するまでには至っていない。今後、北海道教育委員会や北海道埋蔵文化財センターなどの関係機関の見解を基に判断したい。

■再質問■

遺跡遺物は、岩内台地の共和町の地域にも存在が確認されている。まだ時代が特定されていない遺物も含めて、郷土館にはすべてが展示されていない、それも含めて1カ所に集めて、環境調査を埋蔵文化財センターを中心とした専門家に依頼しては。

■教育長■

寄贈された遺物については、調査・分析の必要性について、専門機関の見解を基に判断したい。



岩内町史発刊について

■質問■

町史については昭和41年11月に発刊されている。この町史は佐藤弥十郎氏の編著になるもので昭和30年までを年代別に編集されています。もとより町史は町の先人の足跡を歴史として学び、未来へ進んでいくためにも重要なことと考える。平成23年、平成27年に町史発刊について一般質問を受け町長は答弁されております。平成27年、志賀議員からの質問に対して

町長は、「必要な予算措置を施したうえで、平成29年度より本格的な編集作業を開始し、『町

制施行120年』の節目の年であります4年後の2020年を一つの目標とし、新たな岩内町史発刊を目指してまいりたいと考えております」と答弁しています。

1. 現時点での町史発刊に向けての作業はどの段階か。

2. 2020年発刊の予定は変わらないのか。

3. 前の町史はいわば佐藤弥十郎氏の資料や考え方に基づいたものであるが、2020年発刊予定の町史は、町民から委

員を募った岩内町史編纂委員会を組織し、専門家からの助言をいただきながら進めるべきと考えるが。

4. また、町史編纂のための専門部署を設定し進めては。

■町長■

1. 現在は、直近で編集作業を進めている各自治体からの情報収集や、発刊実績のある専門業者と協議しながら、作業工程や費用、必要な体制など実態把握を行っている。

今年度中に一定程度の方向性を決定していきたい。

2. 他の自治体から、資料収集に要する時間が想像以上に必要であること、構成方法の検討や意見調整等に相当の時間と労力を要したなどの声が多く聞かれている。

執筆者や専門家等の確保、編集作業の期間と費用の確保など、様々なハードルをクリアしてい

く必要があり、2020年の発刊は大変厳しい状況にある。

3. 歴史を集約して後世に活かし続けられるものを完成させるためには、数多くの知識や経験、まちに対する想い等を有する住民の方々、専門家の協力等は必要不可欠である。

町内各分野の学識者や専門家で構成する編纂委員会などの体制整備は必要になるものと認識している。

4. 専門部署の設置については、専任職員の配置の有無も含めた中で、編纂体制の在り方と町全体の組織機構を併せて検討することが必要である。

■再質問■

町史において、編纂者の佐藤弥十郎氏はあとがきで、年代史的に、資料を収集記録したままのものであり、项目的に分類記述した、いわゆる町村史型のものではない、そ

して、町史1巻、年代史、資料編という意味で活用を願いたいと述べている。

いま、資料を収集の最中ということで、いろんなハードルがあるやに答弁をいただきましたが、これから編纂する場合、各項目の例えば、町を取り巻く自然や行政、産業、社会、文化等々、また、前の町史には、そんなに載ってませんでした島野村史の記載も不足しております。やはり项目的に分類した町史が必要と考えます。そのためには、先ほど答弁にありましたように、2020年発行

にこだわらないで、そして、場合によっては上・中・下に分けても中身の濃い、後世に残る町史を編纂発行すべきと考えますが、再度見解を。

■町長■

昭和41年11月に発行された町史については、年代的に資料編集されているが、近年は各分野毎に分類され、発刊されている事例が多い。

町としても各町村の事例等も参考にするとともに、有識者や専門家等のご意見も十分取り入れながら、実施方針を策定していきたい。

岩内新港緑地について

■質問■

1990年から東日本フェリーが運航していた岩内港～直江津港航路は、残念ながら1999年、運航が休止されました。フェリーふ頭に付随していた建物も除去され、現在は何もない平地となつている。都市守護で知恵の女神であるアテナ像がある緑地も散歩者が時折見かけるくらいです。

その緑地において8月19日から20日にかけてクックコンサートが行われ、使用する電気はすべて太陽光でまかなわれ、演奏者および参加者からはとても素晴らしい環境との評価をいただいた。できればテントを張って親子で楽しみたいとの声もあった。

1. 旧フェリーふ頭は今後どのような活用方法をしていくのか。

2. 緑地を維持していくための作業とそれにかかる費用は。

3. 今後、緑地地域をどのように活用していくのか。

4. 緑地に続いている灌木のエリアを整備し、テントを張れるようにしたり、緑地で野外音楽ができるような整備をし、活用を図ることも必要と考えるが見解を。

■町長■

1. 風力発電事業者の調査によると、岩内港周辺が適地であり、今後の事業実施が見込めることや、新幹線及び北海道横断自動車道延伸などで、必要となる資材の搬入拠点としての利用が見込まれることから、積極的な要請活動を関係機関や企業に対し行っている。また、入港可能なクルーズ船の就航を目指し、船会

社や旅行関連会社への
ポートセールスを強めて
いる。

港は貴重な財産であり、特色でもあることから、産業社会に適応した生産・物流の基地としての役割や旅客交通の寄港地など、あらゆる可能性を模索し、さらなる活用に努める。

2. 維持作業には、草刈り、施肥、トイレの清掃などがあり、平成28年度では、草刈工及び施肥工に37万8千円、トイレに係る清掃や建物維持に52万6千円、電気・水道の光熱水費に24万1千円、合計114万5千円となっている。

3. 4. 新港緑地は、テントなどを張るキャンプ場のような使用を前提



とした施設整備はしていない。現段階では、町内にある都市公園や運動公園などと同様の使用形態が望ましいが、今後の臨海部工業団地の状況や親水・海洋性レクリエーション需要のニーズなど、緑地に係る動向を注視する。

■再質問■

新港の旧フェリーふ頭
の活用方法については、
大変悩ましい問題である
ことは、よく私も存じ上
げる。しかしながら、こ
れからいろんな機会を取
り上げて粘り強く活用方
法を追及いただきたいと
思う。

※岩内新港緑地について
の再質問については、
要望であるため、町長
答弁はしておりません。

志賀 昇 議員（新政クラブ）

水産振興対策について

■質問■

近年の日本における漁業環境は厳しく、漁業生産は減少の一途をたどり、持続的・安定的な漁業を実現して行くため、近海資源を中心に維持し、増大してゆく総合的な取り組みが求められる。

こうした中、町の漁業の現況については、これまで言われてきた周辺海域における資源状況の悪化や、魚価の低迷・漁業就労者の減少・高齢化等により極めて厳しい環境に置かれている状況である。

日本海に面した岩内湾を抱える町にとって、水産資源に依存する漁業をこれからも維持・発展させていくためには、この

地域に合った効果的な蓄養・養殖等の取り組みが喫緊の課題と思われるが。

1. 本年度の執行方針のなかで述べているさけ・まぞいの種苗放流・なまこ種苗生産・にしんの種苗放流事業等の取り組み状況と今後の展望について。

2. 本年度、岩内郡漁協で少量であるが、真鯛が漁獲された事に加え、漁業者の定置網に鯛の稚魚が入った事を聞いており、このことは、魚価が高いと言う事も期待でき、昔から例えて「腐っても鯛」と言われており、高価な魚であるとの認識のもと、少量ずつでも鯛

の稚魚放流に取り組むことが大切であると思うが所見は。

■町長■

1. 取り組みの状況は、さけ、まぞい、にしんの稚魚放流を終えているほか、なまこも11月に放流の予定で、年度当初の計画どおり事業が進んでいる。

今後の展望は、水産資源の底上げは一朝一夕になしえるものではないので、取り組みの継続が必要。また、本年春に実施したにしんの来遊調査で数百匹のにしんが漁獲され、ロープや網に卵を産み付けるなど、資源造成に向けた新たな兆しが見受けられた。にしんやほかはたが産卵できる環境

づくりも検討し、漁業者の想いをしっかり支えられるよう水産振興に取り組んでいく。



有害鳥獣対策について

■質問■

町における有害鳥獣対策については、農林水産業費で取り組まれ、執行方針では、エゾシカ・カラス・キツネ・アライグマなどの、駆除に対する支援としてありますが、近年、特にカラス・アライグマが急増しており、カラスは環境面、農作物の被害があり、特に環境面ではカラスの個体数は増加の一途をたどり、夕暮れになると協会病院付近の電線に止まり、糞などを道路に落とし、時には人にも付着するなど、近年、人間との距離が近くなり、人間を「襲う」などの被害が多発し、住生活の面からも今後生態系を考慮した駆除が望まれています。

また、アライグマが急増しており、農業者が丹精込めて育てた農作物「イチゴ」「スイカ」「スイートコーン」などを喰いあらし、その被害は農業生産者の勤労意欲をなくするほどのダメージを受けており、このことは農業振興からも捕獲が急務と思われる。



■町長■

1. 町鳥獣被害防止計画に基づき、町鳥獣被害対策実施隊を組織し対応し、駆除に必要な許可証を交付している。

町では巣・卵・ヒナ・成鳥の駆除を行い、今後は先進事例を調査、効果的方策を検討する。

2. アライグマの捕獲状況（直近5年間）と町の農作物に対する被害の状況。

3. 報道によると、「みんなが協力して退治しなければだめだ」と書かれているが、捕獲効果をより一層上げるため、捕獲奨励金を出して対応するのも一つの方策と思われるが、他町村の例は。

3. カラスは、京極町1羽五百円、倶知安町二百円、アライグマは、京極町1頭二千円。

岩内町総合計画の樹立について

樹立について

■質問■

現在の総合計画は、新たな岩内町総合計画として、2009年から2018年の10年間の期間を設定し、計画策定されている。この中で、将来に向けた町づくりを実現するため、重要な指針としており、住民と行政が情報や目的を共有し、互いの理解と信頼のもとで役割を分担しながら、町づくりを進めるとなっている。

■町長■

1. 平成21年度に策定した「新たな岩内町総合計画」は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層から構成され、このうち「実施計画」は、過疎計画登載事業を基本に、毎年度、実施予定年度や必要性などの検証を行ってきた。

計画期間の終期を迎えるこの時期においても、これまでと同様に、個別計画や過疎計画等において、検証を進める。

1. 総合計画の計画期間は、残すところ一年に迫っているが、この計画の中には達成率と検証の出来るものがあります。どのように対応するのか、その考えは。

2. 平成23年8月に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、総合計画における基本構

想策定に係る法的義務付けが削除された。これにより基本構想を策定するか否かは市町村の判断に委ねられ、議会議決の有無も含め、基本構想を策定する際の手続きに関しても市町村が決めることになった。

今後、本格的な人口減少時代が到来し、社会・経済情勢が目まぐるしく変化する時代において、長期の計画期間を定め、毎年度の予算への反映などの実現性や進捗管理の見極めなど、実行性があり実用的な総合計画のあり方、また、スケジュールや計画期間なども含め、検討を進める。



栗 林 英 之 議員（志政クラブ）

岩内町におけるこれからの

観光振興について



■質 問■

町周辺の環境が今後大きく変わるうとしてい

る。
ひとは高速交通のネットワークの整備で、平成30年に小樽余市間が開通し、数年後には余市共和間も高速道路が繋がり、平成42年までの開通を目指し新幹線も俣知安まで伸びてくる。

国内はもとより、新千歳空港から約2時間程度で後志まで来れるようになり多くの外国人もこの地を訪れると予想されている。

また、岩内岳における「岩内リゾート計画」は、今後の岩内観光に大きな期待を寄せるものであり、地元の経済にも多大なものと考えるが、この新たな企業進出は、疲弊

した町に夢と希望を抱かせるもので、若者の流出の歯止めの一助になるものと期待するとともに、数ある道内のスキー場の中で、この岩内マウンテンに日の目があつたことに、この山が岩内のランドマークと再認識することができた。

今、国は「日本版DMO」を推進し地方を元気にしようとしている。

DMOとは、地域資源を活用し、住民も役場もあらゆる産業が一体となつて観光客をもてなす仕組みを地域全体で作る外貨を稼ぎ、地域の活性化をする組織を構築するといふものである。

観光振興は、地域が元気になるための道具であり、自らの地域を愛し、誇りを持って人々が暮ら

しているならば、おのずと誰しもがその地を訪れなくなる。とあり、このDMOがコーディネートし地元の人が有料でもてなすことが、地域住民の活躍の場をつくることでもある。

1. このDMOの構築にむけて岩内観光協会に役目は大きなところと思われるが、現在の専従人員では無理があり増員が必要と考える。他の地域では、地域おこし協力隊や行政からの出向などがあるが、町では、どのような計画があるか。

2. 外国人の受け入れにあたり、英語や中国語の表記や翻訳なども重要なことである。

先進地では、道の駅や役場窓口で翻訳してくれる機器もあり、今後必要と思われるが、取組にむけての考えは。

3. 町に訪れる方に対して、その拠点はもっとも重要なものと思う。その拠点こそ道の駅が最適である。

不便な道の駅としてこの二十数年、皆が我慢してまいりました。

しかし、DMOの構築とともに道の駅の再生は、一体でなければならぬ、リゾートができてからでは遅く同時進行し山にも街にも海にも新たな風を吹かせる必要がある。

具体的な計画を策定する時期と思うが、その考えは。

4. 政府は「明日の日本を支える観光ビジョン実現プログラム2017」施策で東京オリンピックに向けて膨大な予算の概要を公表しました。この中にDMOの形成、育成も含まれており、その他にも多種多様の助成制度もある。このプログラムの中に町が観光ビジョンとして活用する計画はあるか。

5. 従来型の観光名所を見て回るものから体験する観光に変化している。

古民家を改装した取り組み、空き店舗の再利用、使われなくなった倉庫などを活用することで新たな観光資源を作り出す。季節型移住者のための住居などを安価で提供する

自治体もある。

観光客のリピーターこそが移住者としてもっとも可能性を持っている。そこで、今後取り壊し予定の公営住宅の一部を残し、あたためし移住などに活用はできないか。

また、伝統文化の雷電太鼓を継承するためにも、使われなくなった倉庫を活用し演舞披露や半被や鉢巻などを演出した太鼓体験などを外国人にも楽しんでもらえるような体験メニューの構築はできないか。

6. 町内の方がデザインしたロゴマークで、漢字読みとカタカナ読みができ、山と魚のイラストが融合し、山と海の町岩内をイメージした、主に外国人向けにしたものが

あり、これは大変良くできており、新たな岩内の幕開けを感じさせる。

こうしたロゴマークで広く世界に町をPRするために、官民一体となった取組も必要と考える。岩内の町民がデザインしたことが大切である。

役場前に設置した石碑文字、道の駅に設置してある顔出し看板なども、岩内高校の生徒が描いたもので、このすべてに故郷愛を感じる。

二セコのカタカナが外国人に認識されたように、イフナイが岩内として広く知ってもらえるよう、観光名所の看板、公共の乗り物、パンフレットやおみやげ品に加工食品などに統一したマークを使うことで岩内を世界にアピールできると思うが、その考えは。

■町長■

1. DMO組織の運営にあたっては、人材確保が急務であると考えており、地域おこし協力隊制度の活用や、「公益的法人等への岩内町職員の派

遣等に関する条例」での職員派遣なども視野にいれながら検討を進める。

2. 単に既存の情報を多言語化するのではなく、外国人旅行者に対応したメニューづくりや、観光資源の掘り起こし、磨き上げが重要である。そうしたノウハウの習得も課題であると考えている。

多言語表記などの対応は、多岐にわたることから、官民一体となった取組みが必要で、情報発信の強化と人材育成の両面による取組を進める。

3. 道の駅に求められる役割や機能は、従来の観光案内に特化したものから、転換していく必要がある。

道の駅再整備に関しては、具体的な計画を策定する段階に至っていないが、新たな役割や機能が求められている中にあることは、運営組織のあり方や、道の駅に必要な機能などを、十分に検討して

いくことが重要と考える。

4. 世界水準のDMOの形成・育成に関しては、組織の立ち上げや、人材育成に対する支援策となっていることを踏まえると、DMO構想が具現化した際には有効な支援策の一つであり、今後の検討事項として国の動向を注視する。

5. 用途廃止予定の公営住宅は、耐用年数の超過、老朽化による安全面の問題など、活用は難しいものと考ええる。

空き家や空き店舗を活用した取り組みは、他の自治体でも実績があることから、体験メニューの充実と並行しながら、インフラ整備に関する調査・検討を進める。

6. 町として統一マークの活用は、町全体の共通理解のもと推進していく必要がある、関係団体のご意見も踏まえ検討していきたい。

■再質問■

道の駅の再生について、整備に係る課題が大きく、結論に至ってはいないとのことですが、どんな整備でどのくらいの費用がかかるかわからないのであれば、先には進めない。

何が今の道の駅に必要で、どのくらいの財源が必要なのか、計画することが必要と考えますが、再度お答えを。

■町長■

今後のリゾート計画の進展やインバウンドをはじめとする観光客の推移なども踏まえて、町の観光拠点としてあるべき姿を導き出す必要があると考える。

まずは運営組織のあり方や、これからの道の駅に必要な機能などを、十分に検討していくことが重要である。

■質問■

町の65歳以上の割合を見ますと人口約1万3千人の約34%の4千400人が高齢者であり今後増加が予想されており、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）になる平成37年度には、超高齢化社会が到来し大きな課題となる。

当然介護を必要とする

介護サービスの

取組について

高齢者も増加するものと考ええる。

第6期介護保険事業計画によると65歳以上の高齢者の内、約20%の方が介護認定者であり、なんらかの介護サービスを受けており、8年後に迫る超高齢化社会に対応するため、岩内町でも地域包括ケアシステムの構築を進めていると伺ってお



り、様々な課題も出てきている。

1. 介護サービスを受けるにあたり、介護支援専門員(ケアマネジャー)

は、欠かせない、そのケアマネジャーが全国的に不足している。北海道介護支援専門員協会が自治体を対象にケアマネ

ジャーの現状についての実態調査で、回答した82自治体のうち38自治体が「ケアマネジャー不足」と回答。

町は、なんと回答したのか。

介護認定を受けている方の5年間の状況とケアマネジャーの人数については。

今後、要介護者の急増が見込まれる平成37年に向け、必要なケアマネジャーの数の想定や育成についての計画は。

2. 介護職員の不足が大きな問題となつている。

町を見ても、深仁会では現在深刻な職員不足であり、また介護施設「七

福神」では、空き室があるにも関わらず、職員不足のため入居者を受け入れられないなどの問題も出てきている。

介護職員の不足には、様々な要因があるが、そのために介護を受けられないのは、大きな問題である。

そこで今、自治体が先導役となつて事業者を巻き込み、介護業界の底上げを本気で取り組むという動きが出てきている。

自治体が働き続ける介護職員の後押しとして、国家資格に必要な受講料

の助成や研修制度、介護に携わる様々な方との意見交換会やコミュニケーションの開催などの手助け、高校や福祉学校等へのアプローチなどある

が、町では、どんな後押しが必要でその計画は。

3. 消耗品である紙おむつは、毎日使うものであり在宅で介護するご家庭ではこの助成で介護の経済的負担が軽減されて

いる。現在、町で行っている

助成は、4ヶ月ごとに購入金額の9割、上限が1万円となっており、月にすると2,500円の助成となる。

他の自治体は、もう少し手厚い助成を行っている。たとえば、伊達市では紙おむつのほかに、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤(からだふ

き)、ドライシャンプーの5品目を対象に月額6,400円の助成、この5品目は、要介護3以上の方には必要不可欠でありその経済的負担も少なくない。

町でこの助成をはじめてからの、年度別の人数と金額の推移は。

今後、助成の拡充が必要と思われるが、計画は。

■町長■

1. ケアマネジャーの実態調査については、北海道介護支援専門員協会が実施したもので、町の回答内容については、差し控えさせていただく。

要介護又は要支援と認定されている方々の過去5年間の状況は、平成24

年度は、883人、平成25年度は、927人、平成26年度は、927人、平成27年度は、907人、平成28年度は、950人。

町内における、居宅介護支援事業所に勤務するケアマネジャーの人数は、平成24年度9,5人、平成25年度8,5人、平成26年度8,5人、平成27年度7,5人、平成28年度7人となっている。

なお、本年3月の、1居宅介護支援事業所の廃止に伴い、現在は6人となっている。

平成27年3月に策定した、「第7期岩内町高齢者保健福祉計画」及び「第6期岩内町介護保険事業計画」では、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度において、後期高齢者の急増による超高齢化社会の到来を大きな課題とし、「目指すべき姿」として、『住み慣れた地域で、自分らしく、安心して暮らし続けられる地域社会』を掲げ、医療・介護・介護予防など様々なサービスを切れ目なく提供していく必要がある

としている。

町としては、現在、地域包括ケアの取り組みを進めており、本年度末までに策定する次期計画においても継続して事業を進めていく考えで、「地域包括ケア」構築のためにも、人材の確保は重要な課題の一つである。

この「地域包括ケア」の取り組みにより、要介護状態等となることの予防、利用者の自立支援や状態悪化の防止などが図られ、要支援又は要介護状態となる方の人数は増加しながらも、一定の効果も見込まれるため、今後必要となるケアマネ

ジャーの数については、現時点での想定は困難なことから、数の想定や育成などについては、町内の居宅介護支援事業所と連携し、ケアマネジャーの人員確保や育成の方策について協議していく。

2. 介護保険制度が創設された以降、急激な介護施設等の増加に伴い、介護職員数も増加し、一

方では団塊世代の介護職員的大量退職や新任介護人材の早期離職、結婚や子育て、家族の介護等での離職などにより、慢性的な人手不足状態が続いている。

町でも、若年層の町外への流出などにより、介護・福祉分野に限らず就労希望者が減少しており、また、様々な業種の企業が集積する地域であることから、ひとつの事業形態に対し支援することとは、地域全体の雇用バランスの観点から慎重に対応しなければなら

ない。

いずれにしても、地域の実情を踏まえた広域的な介護人材を確保するための後押しなどを定める計画はないが、町としては、行政、介護事業者、そして直接高齢者と接する介護・福祉従事者それぞれの主体のつながりや懇談の場の構築が必要であり、一層、福祉関連事業者間と連携を密にし、情報を共有できる体制づくりが重要と考える。

大田 勤議員（日本共産党）

3. 平成28年度では、10名の方に対し、16万9,837円を助成している。

事業をスタートして2年目となるが、利用対象者が入院や施設に入所するなど、利用者が少ないのが現状である。助成の拡充についての計画はないが、引き続きケアマネジャーを通じて、本事業の更なる周知に努め、在宅介護で必要な品目や要望などを伺いながら、在宅介護の継続、向上を図る観点や、事業の継続性も勘案したうえで、経済的負担の軽減が図られるよう検討する。

■町長■

現在実施している、「地域包括ケア」の取り組みにより、要介護状態等となることの予防、利用者の自立支援や状態悪化の防止などが図られ、要支援又は要介護状態となる方の人数は増加しながらも、一定の効果も見込まれることから、今後必要となるケアマネジャーの数については、現時点での想定は困難だが、次期の介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画においてはサービス量の推計も必要なことから、これらを推計する中で、ケアマネジャーの確保についても町内居宅介護支援事業所と協議する。

高年齢者や住民が希望をもつて 申込みできる公営住宅公募の あり方について

また、相生1・2号棟、東宮園団地、野束1号棟の4階以上の公募数と申込数は、

この計画が始まる以前
の状況について。

また、なぜこのような
公募数になったのか。

町営住宅入居者アンケートでは、エレベーターは必要とする意見が3割以上みられるが、設置した場合の家賃の上昇を懸念する意見も多い。

11. 平成25年8月で相生2号棟、平成29年7月で東宮園団地の4階の公募に申込者がゼロであった、これについての考え
対策は。

■再質問■

介護認定を受けている方の5年間の状況の中で、介護認定者が横ばいから増加しているにも関わらず、ケアマネジャーの数が減少していることに少し不安を感じる。平成37年に向け、介護を必要とする方が増えるにも関わらず、また、ケアマネジャーは豊富な知識と経験を必要とすることが

1. 公営住宅の入居希望者の過去5年間の公募数と申込数、申込倍率は、

2. 単身者用住宅の過去5年の公募数と申込数は、

3. 過去5年間で、東山団地、大浜団地、相生1・2号棟、東宮園団地、野束1号棟の団地ごとの公募数と申込数は、

4. 公営住宅への公募数と申込数、申込倍率は、

5. 単身者用住宅の公募数と申込数は、

6. 3階建て以上の団地で4階以上の公募数と申込数は、

7. 計画期間内に公募若しくは、特定入居用として活用する戸数を年間約4戸としているが、平成26年度2戸、平成27年

8. 平成20年度から平成25年度まで申込数は年間100件以上から、平成27年から申込数が20件以下に減少、減少の原因は、

9. 公募は4階が多く、相生2号棟5件中4件、東宮園団地単身世帯住宅を除いて6件中4件と4階に集中するののか。

10. 4階ばかりが空く理由は、

12. こうしたことから、後付けのフロア着床型エレベーターを検討する必要があるのでは。

13. 設置した場合の建設費用と住民の負担分はいくらか。

北海道高齢者居住安定確保計画では、高齢者の入居支援とし、抽選倍率の優遇や高齢者世帯住戸への優先入居、低層階やエレベーターが設置された住棟への住み替えを推進とある。

14. この計画を受け、どのように計画を立て、取組んだのか。

15. 具体的に、実施した案件は。

16. 高齢者の入居支援について抽選倍率の優遇措置など緊急の対策が必要と思うが所見は。

公営住宅の敷地の安全性で国の基準では、第6条で敷地には雨水及び汚水を有効に排出し、又は

処理するために必要な施設が設けられていなければならないとされ、町の条例改正案は国の基準と同様としています。

17. 国の基準と同様とする雨水がたまり排出できない住宅の確認は、町は行っているのか。場所も確認しているのか。

18. 野束団地や宮園団地は雨水が排出されず、カビの臭気で良好な住環境ではない。必要な対策は行っているのか。

町は、16条からなる条例改正案に対し国の基準と同様であり、公営住宅を設置する敷地、住棟など具体的な事項に係る基本的技術を定め、町はこれらの方針に沿って、町営住宅整備を行うことが適切と判断し、別の方針を追加する必要はないとしています。

19. 町の基準に対する姿勢も明確で、改善を迫られている公営住宅の雨水排出は基本的技術を定

めたものですから、遅れているなら速やかに予算を組むべきと思うが。

岩内町営住宅条例第14

条で入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き現に居住している町公営住宅に居住しようとするときは、当該入居者と同居していた者は、町長の承認を得なければならぬと規定している。

20. 現に入居している娘は、町の承認をどのような手続きによつて得るのか。

21. 母親の死亡届も出され、手続きを済ませているがなぜ母親の名で請求が来るのか。事務手続きに問題はないか。

22. 家賃の滞納もなく、条例第14条の第2項にも抵触しない。

母親の死去に伴う娘の入居の継承に、不正によつて入居した、不法入

居で警察に訴えることもできるなど強い口調で住宅の明け渡しを迫る対応の仕方に問題があると思うが。

23. 窓口対応は丁寧に、わかりやく対応しているというがなぜこのようないことがおきるのか。

■町長■

1. 平成20年度、11戸、114件、10.36倍。
平成21年度、14戸、143件、10.21倍。
平成22年度、14戸、111件、7.93倍。
平成23年度、14戸、122件、8.71倍。
平成24年度、14戸、151件、10.79倍。

2. 平成20年度、2戸、26件。
平成21年度、1戸、23件。
平成22年度、23年度はなく、平成24年度、2戸、31件。

3. 平成20年度、東山4戸、43件、大浜2戸、26件、東宮園4戸、43件、

相生1・2号棟及び野束1号棟の公募はなし。
平成22年度、東宮園1戸、9件、相生1・2号棟、野束1号棟の公募はなし。

平成21年度、東山8戸、103件、相生2号棟2戸、13件、東宮園3戸、23件、野束1号棟1戸、4件、大浜、相生1号棟の公募はなし。

平成22年度、東山11戸、91件、相生2号棟1戸、5件、東宮園2戸、15件、大浜、相生1号棟、野束1号棟の公募はなし。

平成23年度、東山7戸、84件、相生1号棟1戸、7件、東宮園4戸、24件、野束1号棟2戸、7件、大浜、相生2号棟の公募はなし。

平成24年度、東山9戸、116件、東宮園5戸、35件、大浜、相生1・2号棟、野束1号棟の公募はなし。

また、相生1・2号棟、東宮園、野束1号棟で4階以上の公募と申込件数は。

平成20年度、東宮園1戸、4件、相生1・2号棟、野束1号棟の公募はなし。
平成21年度、東宮園1戸、5件、相生1・2号

5. 平成25年度、2戸、44件。
平成26年度、2戸、38件。
平成27年度は公募はなし、平成28年度、2戸、12件。
平成29年度は公募はな

し。

6. 平成25年度、3戸、7件。

平成26年度、1戸、9件。

平成27年度、2戸、8件。

平成28年度、1戸、2件。

平成29年度、3戸、3件。

7. 平成24年度に策定した岩内町公営住宅等長寿命化計画により、用途廃止予定団地からの住替用とすることを前提とし、「計画期間に公募若しくは特定入居用として活用する戸数を年間約4戸とする。」としております。

こうした場合、火災による住宅の滅失の他、都市計画法による住宅の除却により、平成26年度は、特定入居4戸、公募数2戸の計6戸、平成27年度は、特定入居1戸、公募3戸の計4戸としたものである。

8. 平成25年度までは、年2回程度実施しており、1回の公募により約50件以上の申込が有りましたが、住替事業の実施に伴い、用途廃止団地からの住替用として維持管理予定団地において発生する空き家住宅を活用するため、募集戸数を抑制していることから、公募が年1回の実施となっているため。

9. 10. 住替の対象者に空き住宅を照会のうえ希望の団地への入居を促しているところであり、バリアフリー又は低階層の住戸への要望が多いことから、4階の住宅に空きが出やすい傾向となっている。

11. 引き続き住替用及び公募用の住宅として活用する。

12. 13. 16. 整備する予定がないことから、詳細な設計や負担について検討しておりませんが、1棟当たり3億から4億円程度の工事費が必要。

「公営住宅等長寿命化計画」を、今年度と来年度の2カ年で見直しすることにより、将来を見据えた中で優先すべき課題や、必要性の整理ができることから判断したい。

14. 15. 岩内町公営住宅等長寿命化計画の策定にあたっては、北海道高齢者居住安定確保計画を関連する計画のひとつとして課題の整理を行い、地区集会所の改修や新設、団地共用階段における手すりの設置などを計画に組み入れ、これまでに西宮園地区集会所の改修や栄集会所の新設を完成し、今年度には、島野地区集会所の建替工事や相生2号棟、野束1号棟における団地共用階段手すりの新設工事を予定している。

17. 団地の入居者や近隣住人から連絡があった場合は、担当者が連絡に基づき現場の確認をし、対応している。

18. 現場を確認のうえ、雨水処理側溝の修繕により環境が改善されるよう随時対応している。

19. 大規模な改善の計画はないが、入居者の住環境の保全に努める。

20. 同居承認申請書等の提出をいただき、内容を審査のうえ、可否を決定している。

21. 公営住宅管理上での手続きがされていないため、現在も既存入居者名義となっている。

22. 23. この度の対応につきましましては、『明け渡しをしないで引き続き住み続けた場合、今後どのような状況となるか』との質問に対し、町として対応しうる手法の一つとして回答をしたところであります。

公営住宅の入居者への対応につきましては、公平・公正を保つうえで、場合によっては毅然とした姿勢で望まなければならないこともあります

が、今後とも親切・丁寧な対応に努めます。

岩内町の介護

(保険・サービス)

事業について

■質問■

今年は、介護保険制定から20年にあたります。

介護保険は、介護の社会化を求める世論を背景にしながらも、社会保障構造改革のもと、高齢者福祉・医療費の削減、介護の市場化・営利化を目的に創設されたもので

す。

その後、社会保障構造改革のもとで、給付抑制、負担増を先行させた見直しが続々と断行されてきました。

1. 年々引き上げられていますが、普通徴収のここ数年の収納率は、公平・公正を保つうえで、場合によっては毅然とした姿勢で望まなければならないこともあります

2. 滞納するとサービスの制限を受けることになるのか。

3. 滞納して、必要な介護を受けられない方、また、減らしている方の人数は。

4. 国保税にある減免制度は。無ければ創るべきでは。

介護保険制度で、2015年4月から特別養護老人ホームへの入所を要介護1以上から、原則、要介護3以上になった。

5. 町は、どのような対応をしたか。

6. 要介護3以上の方々が2以下になった場合は、その対応は。

厚生労働省の2016年度の介護給付費等実

態調査では、介護予防サービスの利用者数が前年比3.8%減の150万1000人で、開始以来、初めて減少に転じたと報道された。

7. 町の2016年度の介護予防サービスの利用数の前年度比は、また、その数字をどのように分析するか。

今年、5月26日可決、成立した改正介護保険法について、

8. 持続可能性の確保では、現役並み所得者の3割化、介護保険料に対する総報酬割の導入、高額介護サービス費の負担上限額の引き上げなどやその他の給付の見直しとなっているが、住民の負担は。

9. 地域包括ケアシステムの深化・推進について、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化、介護医療院の創設などとなっているが、それぞれどのように取り組むのか、影響は。

10. 次期以降、引き続き検討するものは、各種給付の総合事業への移行、利用料負担の見直し、補足給付の見直しなどです。

介護保障の充実はずべての高齢者、国民の願いです。介護を社会的に支えるという当初の理念に立ち返った、現行介護保険の抜本的改革が必要と考えるが。

11. 新たな総合計画の福祉の向上では、要介護者や家族などを支援するため、必要なサービス量の確保と質の向上に努めるとしているが、国の2017年改革にどのような姿勢で臨むのか。

■町長■

1. 介護保険料の現年度分普通徴収の直近3ヶ年度の収納率は、平成26年度が、86.66%、平成27年度が、87.98%、平成28年度が、85.70%となっている。

2. 介護保険料を滞納した場合は法令に基づき、介護サービスを利用する際、介護サービスの利用料の支払い方法が「償還払い」方式に変更となるほか、未納の期間に応じて、自己負担額の割合が1割から3割となり、高額サービス費や特定入所者介護サービス費などの給付が受けられなくなるなど、サービスの制限を受けることとなる。

3. 法令に基づくサービスの制限等を行っている方はいない。

4. 町では、震災や風水害、火災など、財産に著しい損害を受けた方、世帯の生計を主として維持する者の死亡、長期入院や失業等で著しく収入が減少した場合、また、干ばつや冷害による農作物の不作、不漁などにより収入が著しく減少した場合など、保険料の減免ができる事情を、岩内町介護保険条例第8条で規定している。

また、同条例第8条第5号には、町長が特に必要があると認めるときを規定しており、この規定に基づき、岩内町介護保険料の減免に関する要綱を制定している。

5. 6. 平成27年4月より、原則、特別養護老人ホームへの新規入所者は要介護3以上の高齢者に限定され、在宅での生活が困難な重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化されている。

この改正により対象となる方は、新規に入所される方で、既に入所されている方は除かれている。各特別養護老人ホームにおいては、国で定めている各指針に基づき、対応している。

また、法律の改正後、入所中に要介護3から要介護2以下となった事例は1件あり、具体的には、平成28年、要介護3で特別養護老人ホームに入所し、その後、要介護認定更新申請で要介護2と判定されたが、既に入

所していることから、現在も引き続き入所されている。

7. 平成27年度の介護予防サービス受給者数は1,653人、平成28年度では1,699人となっており、前年度と比べ約3%の増となっている。

3%増の理由は、介護予防サービスは、要支援の方が受けることのできるサービスで、平成27年度と比較し、平成28年度では、要支援と認定された方が増えており、これに伴い、介護予防サービスを受給する件数が増加していることによるものと分析している。

8. 本改正法律は、介護保険法のほか、老人福祉法、医療法、児童福祉法、高齢者虐待防止法などの法改正を一括して行ったもので、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図り、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを

必要とする方に必要なサービスが提供されることを目的としたものである。

介護保険制度の持続可能性の確保としては、本年8月より高額介護サービス費の自己負担上限額が月額3万7,200円から月額4万4,400円に引き上げられ、また、介護保険の第2号被保険者の保険料については、加入者に応じて負担する「加入者割」から、段階的に収入に比例して負担する「総報酬割」に移行し、来年8月からは、現役並みに所得の高い層の利用者負担割合が2割から3割に引き上げとなる。

なお、介護報酬の改定による生活援助、通所介護などその他の給付の見直しについては、本年末に介護報酬改定の全体改定率が決定される予定となっていることから、町としては、この決定の推移について注視しているところである。

9. 地域包括ケアシステムの深化・推進については、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の柱の一つである。

このうち、「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化」では、自立支援や介護予防などで成果を上げている地方自治体に対し、国からの交付金を増額するというものであり、町としては、高齢者の能力に応じた自立した生活を送るための取り組みを進めることが重要であり、国から提供されるデータを分析し、介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を掲げた介護保険事業計画を策定していく。

また、「介護医療院」は、現行の介護療養型医療施設の廃止に伴い、日常的な医学管理や看取り・ターミナル等の機能と生活施設の機能とを兼ね備えた施設として位置づけられており、「共生型サービス」は高齢者と障害児者が同一の事業所でサ-

ビスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に、新たに共生型サービス事業所を位置づけるもので、「介護医療院」・「共生型サービス」とも、自治体単独で事業を進めることは困難であることから、今後、医療法人や社会福祉法人などと情報を共有し、事業実施の可能性を含め、検討していく。

10. 11. 高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図り、また、サービスが必要とする方に必要なサービスを提供し、介護保険制度の持続可能性を確保するためには、近年の急激な社会保障費の伸びを勘案した場合、現行のままの制度では難しいと考えている。

なお、現時点において、これら3施策に係る具体的かつ詳細な事項を定める省令公布や実施通知が発出されておらず、住民への影響について、町として想定や判断をするとは困難な状況となっている。



修正の原子力防災計画で

住民の安全は守れるのか

PAZは早期死亡が

想定される距離の限界

■質問■

8月22日、泊発電所周辺地域原子力防災計画修正案が原子力発電所問題特別委員会に提出され、

第4節、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲は泊発電所を中心にして、概ね半径5km

圏の即時避難区域と、概ね半径30km圏の緊急時防護措置準備区域の箇所を、概ね半径5km圏の予

防的防護措置準備区域と概ね30km圏の緊急時防護措置準備区域に修正した。

1. 即時避難区域を削除し、予防的防護措置準備区域に修正した目的は。

2. 即時避難から予防的防護措置準備区域に修

正した事で何が変わったのか、避難の方法などが変更になるのか。

IAEAにおける距離設定の理由でPAZ35kmについて、線量の影響で、ほぼ全ての緊急事態に対して、早期死亡の線量を放出前又は放出直後の緊急防護措置により回避。最も重大な緊急事態を除いて早期死亡が想定される距離の限界とし、事実上、放出前又は放出直後に屋内退避や避難が速やかに行える事実上限界の距離と考えられる、事故事例では、チェルノブイリ事故において、数時間以内に致死的な線量が測定された距離とPAZの規定が示された。

3. 早期死亡が想定される限界の距離のPAZは、即時避難区域であって予防的防護措置準備区域では住民避難の緊急性が伝わらないのでは。

4. 原子力防災訓練の実施結果を反映させる修正にも関わらず、事故の重大さを過小に見せるための呼称の修正では。

防護対策の実施で、全面緊急事態PAZの町長は独自の判断でPAZ内の住民へ安定ヨウ素剤の配布、服用の指示を行うと修正した。

5. 町内PAZの住民への安定ヨウ素剤配布の事前問診は済ませているのか、対象住民への安定ヨウ素剤はどのように渡

すのか、役場職員が最も重大な緊急事態を除き、PAZ圏へ持つて行かせる指示を町長は出すのか。

6. 被ばくを極力避けるための安定ヨウ素剤の事前配布は取り組まなくともよいと考えるのか、その根拠を示し住民が納得する説明をすべきと思うが。

7. UPZ内で道からの連絡により安定ヨウ素剤の配布、服用の指示を行うとなつていているが一刻も早く服用するため、町での事前問診は何時するのか。

避難の指示で、本部長は避難のための立ち退きを行うことがかえつて危険を伴う場合は屋内退避を検討、地震津波など複合災害時に差し迫った危険がある場合、住民の生命の安全確保を優先するを追加した。

8. 道計画修正に伴う追加で、避難のための立ち退きを行うことがかえつて危険を伴う場合とはどのような状況か。

9. 原発事故との複合災害では屋内退避を住民の生命の安全確保を優先して対応するとしているが、どのような状況か。

10. 津波や地震で家が崩壊し避難路が絶たれ、避難場所へもたどり着けない。原発の事故では屋外に避難することすらできず、原子力防災訓練の実施結果を反映させ安全を図ることを目的とした計画とは言えないと思うが。

4月24日、我が共産党調査団が小樽開建岩内道路事務所へ敷島内トンネルへの落石事故原因の調査で伺ったとき、南西沖地震の津波で避難路としては使えなかつた、7m越えの津波は、国道は通行止めと述べています。

11. 原発事故で229号を避難路として避難訓練を行っているが、複合災害時の通行止めは何処が行うか。

12. 229号を通行止めにする基準は、7m越えの津波の際は、避難路が絶たれ逃げることでない計画ではないか。

避難計画は、道が作成する、開発局は口出しできない。聞かれたら意見は述べるが、聞かれたこととはないと答えた。

13. 原子力防災計画などの計画で道は、現地に一番詳しい道路事務所に意見を求めないのか。

泊発電所原子力防災会議協議会は20機関の長で構成され、小樽開建岩内道路事務所所長、町教育長も委員として出席し、指定防災計画を作成し、検討を加え修正することとなっている。

14. 直近の会議から平成25年までに何度開催され、議事録は。

15. 教育長は出席し、検討や修正を確認しているのか、何時の会議で内容は。

16. 現地の意見も聞かない今回の修正は、住民おきざりの修正と考えるが。

17. 町は道に対し道路状況を一番熟知している意見を取り入れ計画を作成するよう強く申し入れるべきと考えるが。

複合災害で考えなければならぬのが津波である。

18. 津波浸水予測範囲の最大浸水深が何mか。

19. 岩内港6.87m、野束川河口5.16mと10m越は予想されていない。平成29年2月の町全海岸線の最高津波水位は15.5mと想定が信頼できる数値はどちらか。

20. なぜ数値が違うのか、町の防災ハンドブックの数値で避難計画を立ててよいのか。

21. 防災ハンドブックを活用した地域防災学習会、退避訓練、避難路の確保など対応を考えているのか。

2. なぜ数値が違うのか、町の防災ハンドブックの数値で避難計画を立ててよいのか。

5. 6. 大浜地区の岩内港工業団地の一部がPAZの区域であり、現在、4事業所が操業しているが、従業員は全て施設敷地緊急事態で帰宅指示となるため、事前配布の対象となる住民はいない。

7. UPZである岩内町の安定ヨウ素剤の配布は、集合場所での緊急配布を基本としているので、この際に住民への問診を実施する。

8. 避難経路上に障害物がある場合や、避難路自体が損壊している場合、暴風雪などを想定している。

9. 複合災害時の津波災害であれば、まず、高い場所に避難して差し迫った危険を回避し、その後、コンクリート建物に屋内退避する状況などを想定している。

3. 防護措置の内容を端的に現す表記であり、原子力災害対策指針でも「予防的防護措置を準備する区域」と表記されている。

4. 原子力発電所で事故が発生した場合、PAZの表記の如何に関わらず必要な防護措置が講じ

10. 泊発電所周辺地域

原子力防災計画は、防災訓練の検証結果や、過去の災害・事故の教訓などを踏まえ修正を重ねており、各防災関係機関からの意見を聞き、防災対策に必要な事項を記載している。

よって、住民の安全を確保する上で重要な計画だと考えており、今後も防災対策の更なる充実・強化のため、計画の修正が必要なものと認識している。

11. 道路管理者である小樽開建岩内道路事務所により判断される。

12. 通行止めの基準は、津波警報又は大津波警報が発令された場合、

進入禁止の措置がとられ、国道からの退避はできるが進入は禁止されると伺っている。

また、警報が発令された場合は、いち早く国道から退避し、高い場所に避難することとしている。

13. 北海道地域防災計画の修正にあたっては、

北海道防災会議の各構成機関に意見照会され、確認・承認されることとなっており、防災会議委員として北海道開発局長も参加している。

14. 泊発電所原子力防災会議協議会は、平成25

年までに6回開催されており、議事録は、事務局の泊村に保管されている。

15. 協議会には教育長

が代理出席を含め毎回出席しているので、確認していると考えている。

議事内容は、いずれも泊発電所周辺地域原子力防災計画の修正である。

16. 泊発電所原子力防

災会議協議会は、原子力災害時に現場で災害対応にあたる20機関で組織されており、計画修正にあたっては、これらの機関の意見を反映しているの

17. 北海道地域防災計画を作成する北海道防

災会議の委員には、北海道開発局長も参加し、会長は北海道知事であるため、道路管理者として地域の道路状況を踏まえ、計画修正に携わっている

18. 最大浸水深は、段

階的に「0.3m以下」「0.3mから0.5m」「0.5mから1m」などと表示されており、町内で最も深い区域は雷電地区の海岸線沿いで、「10mから20m」となっている。

19. 津波浸水想定

では、代表地点の最大遡上高も公表され、岩内港が6.87m、野東川河口が5.16mとなっている。

20. 津波の最高津

波水位も公表され、岩内町の最高津波水位は15.5mで、場所は雷電岬の刀掛岩付近である。

したがって、最大遡上高と最高津波水位の場所が異なるため違う数字と

なる。

岩内町防災ハンドブックには、岩内港及び野東川河口の最大遡上高と全町の津波浸水予想範囲を掲載することが町民にわかりやすく、また、岩内町地域防災計画もこれを基に作成している。

21. 防災ハンドブック

は、防災研修や防災訓練などにも活用できるよう作成しており、9月30日に予定している地震・津波災害防災訓練で活用する。

今後は、町内会・自治会長に対する防災説明会なども開催し、自主防災組織の設立に向けた取り組みを進め、防災体制の強化に繋げていきたい。

津波対策については、避難訓練などを繰り返し実施する中で、津波に対する住民の意識の向上と防災知識の普及に努めていく。

岩内マウンテンヴィレッジ

開発プロジェクトへの

町の姿勢について

■質問■

今定例会に、町の普通財産であるスキー場のリフトとグレンデを無償で貸付けることが提案されているが、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する町条例では、国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付を受けた者が、当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるときとしているが、今回の無償貸付はこの条例のいずれにも該当しない。

1. 条例にないことを一企業のために行おうとする意義と責任は。

2. 町は、観光振興のためとはいえ町民サイドの立場で臨むべきではないか。

3. 無償貸し付け期間を2年間としているが、最初は1年間で状況判断すべきと考えるが。

4. 今シーズンからのスキー場利用の条件は今まで通り町民優遇になるのか。

5. 町は、約104億円の債務があるなか、無償貸し付けしようとする理由は。

町有地を売却する議案が提案されていますが、価格の根拠は。

7. 投資目的への、町有地を売る町としてのリスクは考えられるか。

8. 町で条例を作り、事業内容と地域の特性などを考慮して、環境保全の観点を取り入れた事業計画を求めるべきと考えるが。

二七〇町では、外資進出を受け、乱開発防止へ水資源保全条例を施行しました。

水の多量採取や水源地周辺の開発を許可制にし、乱開発を防ぐことが目的です。

9. 町も乱開発防止へ水資源保全条例を制定し、町民の財産を乱開発などから防ぐ対策が必要と考えますが。

10. 所有権が、日本国籍以外の方々に移ることでのリスクは。

11. そのさまざまなリスクを避ける方法は。

12. 岩内マウンテンヴィレッジ開発を含め町の観光振興の方向性と実行計画は。

■町長■

1. 民間事業者である、ユキカムイ株式会社が町民スキー場としての役割を担うことから、町としての支援として判断した。

こうしたことから、この行政手続きとして、地方自治法第96条第1項第6号に基づき、議会の議決を得なければならぬ。

2. 5. スキー場用地およびリフト設備の無償貸付は、町民スキー場としての役割を継承していくことが町民の願いでもあり、このためには、事業者の良好な運営も必要であることから、町としても支援しようとするものである。

3. リゾート計画が複数年による事業であることを考慮するとともに、エリア別の事業計画が概

ね2年ごとの設定であることなどから、事業の進捗状況も考慮し、2年ごとの確認を行うこととした。

4. 町民向けのリフト料金の設定をはじめ、スキー授業や修学旅行の受け入れなどは、町民スキー場としての役割を継承していくための条件として、町とユキカムイ株式会社において協議して決定していく。

なお、ユキカムイ株式会社からの情報によると、今シーズンのリフト料金は、従来の料金設定を基本として据え置くと伺っている。

6. 売却価格の設定は、一般的には、近傍地の売買実例を参考とする場合や、評価額や不動産鑑定から価格を算出する場合などがあるが、このたびの土地処分では、近傍地の取引事例がほとんど無いエリアであったことから、評価額を基に算出した価格としている。

7. 現在、ユキカムイ株式会社が計画している開発は、都市計画法による開発許可制度に基づき、知事の許可を受けて実施することとなるが、仮に、ユキカムイ株式会社何らかの事情により、この開発を休止・中止した場合に、当該用地を第三者へ譲渡され、その相手方によつては、目的外の利用による乱開発の恐れなども懸念される。

こうしたことから、この対抗策として、売買契約書の中に、町の買い戻しに対する優先事項を盛り込み、公正証書化し、リスクの軽減に努めている。

8. 町が保全すべき自然環境について、土地開発の観点から乱開発に対抗出来る条例の制定は、町が取り組むべき重要な課題であると考えており、今後、他市町村の事例を参考として、町に適した条例制定の検討を進める。

9. 土地所有者等の責務や、水源の周辺における適正な土地利用の確保など必要な事項を定めることにより水資源が保全されるよう、条例の制定に向け検討する。

10. 11. 今後、開発行が進められていく過程で、開発事業者と向き合い、よく協議し、適正な土地利用が行われるよう努める。

最も心配される転売後の乱開発の防止に関しては、開発行等に関する国・道における各種法令

による規制に加え、乱開発や水資源保護に関する条例制定などを検討しながら、法的規制によるリスク回避を目指す。

12. リゾート計画の進展によつては、市街地や周辺観光エリア全体において、外国人観光客を含む観光・交流人口の増大による消費拡大や雇用機会の確保など、地域経済への波及効果が期待される。官民・地域間・政策間の連携を図りながら、事業の具体化を図る。



議 会 日 誌

8月 3日	岩内町戦没者追悼式
5日～ 6日	第45回いわない怒涛まつり開祭式
19日	共和町かかし祭開祭式
22日	原子力発電所問題特別委員会
23日	社会文教委員会
24日	建設産業委員会
25日	総務委員会
28日	議会運営委員会
29日	後志町村議会議員研修会（ニセコ町）
9月 1日	第3回定例会招集、決算特別委員会招集
4日	決算特別委員会
9日	第69回岩内町敬老会
11日～14日	第3回定例会
24日	岩内消防団秋季消防演習

一般質問の全文は、町のホームページ内
「議会」のページにて公開して
おりますので、ご覧ください。

町公式HP：<http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>



議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の防災行政無線でお知らせします。

手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を記入するだけです。

編集後記

「議会だより138号」をお届けいたします。
第3回定例会での一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部しかお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

(議会運営委員会)